

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 消費税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国（新潟税務署長）
平成20年4月24日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 消費税法7条1項1号（輸出免税等）の文言上、免税対象となる輸出取引とは、資産の譲渡又は貸付が本邦からの輸出として行われる場合をいうのであって、先に資産の譲渡又は貸付が行われ、その後当該資産が本邦から輸出された場合がこれに当たらないことは明らかであるから、日本国内において、来日したロシア人に対し中古自動車を売り渡した取引である本件各取引は、同号の定める輸出取引には該当しないとされた事例（原審判決引用）
- (2) 関税法の定める通関手続に照らすと、控訴人会社が本件各取引について保存している書面のうち、一部の書面については、その様式自体から輸出申告書でないことが明らかであり、税関支所長の許可印も押捺されていないことから税関長の輸出許可書とはいえないものであるなど、本件各取引については、消費税法7条1項（輸出免税等）を適用するための手続的要件も備わっていないとされた事例（原審判決引用）
- (3) 消費税法8条（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）は輸出物品販売場の許可を得ている者に関する規定であって、同許可を受けるためには、同条6項、同法施行規則7条（輸出物品販売場における購入者誓約書の保存）、10条（輸出物品販売場の許可の申請の手続等）等の条件を満たす必要があることにかんがみると、同法においては、同法8条の許可を受けた者とそうでない者の間に免税に関する差異が生じることは当然に予定されているというべきであり、両者の間に取扱いに差異があっても不合理といえないから、本件において、租税法律主義における合法性の原則に対する例外を認めるべき特段の事情は認められず、本件各取引を非課税とする理由はないとされた事例（原審判決引用）
- (4) 本件各取引における中古車の引渡しは、輸出通関手続後保管場に移動された時点であり、その時点では中古車は外国貨物となっているから、本件各取引は消費税法7条1項2号（輸出免税等）所定の外国貨物の譲渡に当たるとする控訴人会社の主張が、当該中古車の引渡しは、輸出通関手続前に控訴人会社とロシア人船員との間で完了し、輸出通関手続の申告者はロシア人船員であるとして排斥された事例
- (5) 控訴人会社が保存している申告書（業者用）及び港施設利用組合発行の車輛搬入表は消費税法7条2項（輸出免税等）所定の証明書類の実質を有しているとする控訴人会社の主張が、申告書の申告者はロシア人船員であり、申告書による申告に対する許可、確認は申告者に対するものであること、同組合は港の秩序維持のため設立された団体であり、その作成に係る書面は、法定の書面ではなく、任意のものとして扱われていたことが認められるから、控訴人会社が主張する上記各書面が同項所定の証明書類に当たるものということとはできないとして排斥された事例
- (6) 本件各取引は、控訴人会社とロシア人船員が国内においてした中古車の売買に当たり、当該中古車を携帯又は別送して輸出するのはロシア人船員であるから、消費税法31条1項及び2項（非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）所定の場合に当たらないとされた事例

(7) 消費税は、同法4条1項（課税の対象）により、国内において事業者が行った資産の譲渡等に課されるのが原則であり、その例外として消費税が課されず又は免除される資産の譲渡等は同法上に規定されているところ、本件各取引については、そのいずれにも該当しない上、同法に規定のない控訴人会社主張の不課税取引を認める余地もないから、消費税を課さないとはできないとされた事例

判 決 要 旨

(1)～(7) 省略

（第一審・新潟地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年11月29日判決、本資料257号－226・順号10835）

判	決
控 訴 人	有限会社A
同代表者取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	蓬田 勝美
同補佐人税理士	町田 昌久
被控訴人	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	新潟税務署長
同指定代理人	川上 岳
同	村手 康之
同	池田 美喜男
同	馬田 茂喜

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 新潟税務署長が平成16年12月24日付けでした控訴人の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち控訴人の確定申告額である消費税の納付すべき税額△273万8689円を超える部分及び地方消費税の納付すべき譲渡割額△68万4672円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 新潟税務署長が平成16年12月24日付けでした控訴人の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち控訴人の修正申告額である消費税の納付すべき税額△590万4912円を超える部分及び地方消費税の納付すべき譲渡割額△147万6228円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

4 新潟税務署長が平成16年12月24日付けでした控訴人の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち控訴人の修正申告額である消費税の納付すべき税額△1114万1750円を超える部分及び地方消費税の納付すべき譲渡割額△278万5437円を超える部分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。

5 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件の事案の概要は、原判決の「事実及び理由」第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

原審は、本件各処分は適法であるとして控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の追加主張)

(1) 新潟東港又は新潟西港から中古車を旅具通関手続によって輸出するに当たっては、新潟税関支署の輸出許可を受けた後でなければD組合（以下「組合」ともいう。）の検査を受けられないという自主ルールがあり、このルールのもとでは輸出申告書の作成や輸出通関手続が控訴人とロシア人船員の共同作業としてされているから、この時点で中古車は内国貨物から外国貨物に変化し、さらに、その引渡しは検査終了後の保管置場で行われるから、本件各取引は、消費税法7条1項2号所定の「外国貨物の譲渡」に該当し、非課税取引である。

そして、本件各取引が同号に掲げる資産の譲渡に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでなければならぬところ、控訴人が保存している「輸出入託送品等申告書」（業者用）及び組合発行の車輛搬入表は同条2項所定の証明書類としての実質を有している。

(2) 消費税法31条1項は消費地課税主義の原理及び応能負担の原則に基づく規定であり、同条2項は消費地課税主義の適用を制限したものであるところ、本件各取引は、ロシア人船員が控訴人に対し商業貨物の旅具通関手続により本国へ輸出する旨を伝えて売買価格の交渉等を行うものであり、控訴人は中古車が輸出されることを認識しており消費地課税主義からロシア人船員が同項により消費税の控除を求めることは想定できないものであるから、消費税の転嫁が不可能な資産の譲渡に該当し、対価の要件を欠くため、不課税取引である。

第3 判断

【判示(1) 1 当裁判所も、本件各処分は適法であるから、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり訂正付加するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3）のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決10頁11行目から14行目までを次のとおり改める。

「証拠（甲5、7、乙4ないし6、9ないし13。枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア ロシア人船員は、控訴人の中古車展示場において、購入を希望する中古車を選

び、控訴人と売買価格の交渉を行う。

イ 売買価格の合意により売買が成立すると、ロシア人船員は、現金で代金を支払い、当該中古車のフロントガラスに自分の名前をサインする。

控訴人は、控訴人が組合で購入した輸出入託送品（携帯品・別送品）申告書（以下「申告書」という。）3通に所定の事項を記載し、申告者であるロシア人船員が申告者欄にサインし、販売会社である控訴人が販売会社欄に記名押印する。なお、組合はロシア人船員が購入した車が新潟港に散乱していたことから港の秩序維持のため平成8年に設立され、車の保管場を設置し、車の輸出通関手続前後の車の保管と確認検査を行っていたが、平成18年7月解散した。

ウ 控訴人とロシア人船員が新潟税関支署へ行き、ロシア人船員が旅券を見せ本人確認を受けた後、輸出通関手続を行い、申告書に許可印、確認印等を受ける。

エ 通関後、控訴人は、新潟税関支署で受領した通関確認証及び申告書2通（ロシア人船員用を除いた2通）とともに当該中古車を組合の保管場に移動させる。

組合では、仮置場において、組合職員が、通関確認証記載の車体番号と当該中古車のそれとが一致していることを確認し、これが終了すると、通関確認証をフロントガラスに貼る。その後、当該中古車は、仮置場から埠頭のゲート内の保管置場に移動され、さらに、そこから船に積み込まれる。

上記認定事実によれば、本件各取引は、売買価格の合意によりロシア人船員と控訴人との間で売買が成立し、ロシア人船員が代金を支払い、当該中古車のフロントガラスにサインをしたことにより当該中古車の引渡し完了し、その後ロシア人船員が当該中古車を携帯又は別送して輸出するため、申告書を控訴人の助力を得て作成して税関当局に提出してその許可を受け、本邦外に持ち出したものと認められる。」

(2) 控訴人の追加主張(1)について

前記認定事実によれば、ロシア人船員が控訴人から購入した中古車の輸出通関手続及び組合の確認手続には控訴人が関与していることが認められるが、当該中古車の引渡しそのものは、控訴人とロシア人船員との間の売買契約の成立、これに伴う代金の支払及び当該中古車へのロシア人船員のサインにより完了しているというべきであり、そうであるからこそ、ロシア人船員は申告書に申告者としてサインをして輸出託送品に係る通関手続を受けたものというべきである。控訴人は、本件各取引における中古車の引渡しは、輸出通関手続後保管場に移動された時点であり、その時点では中古車は外国貨物となっているから、本件各取引は消費税法7条1項2号所定の外国貨物の譲渡に当たると主張するが、前記のとおり、当該中古車の引渡しは、輸出通関手続前に控訴人とロシア人船員との間で完了し、輸出通関手続の申告者はロシア人船員であるから、控訴人の上記主張はその前提を欠き失当であるといわざるを得ない。また、控訴人は、控訴人が保存している申告書（業者用）及び組合発行の車輛搬入表は消費税法7条2項所定の証明書類の実質を有していると主張するが、前記認定事実及び証拠（甲5、乙5、6）によれば、申告書の申告者はロシア人船員であり、申告書による申告に対する許可、確認は申告者に対するものであること、組合は新潟港の秩序維持のため設立された団体であり、その作成に係る書面は、法定の書面ではなく、

【判示(4)】

【判示(5)】

任意のものとして扱われていたことが認められ、そうすると、控訴人主張の上記各書面が同項所定の証明書類に当たるものということとはできず、したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 控訴人の追加主張(2)について

- 【判示(6)】 前記認定判示したとおり、本件各取引は、控訴人とロシア人船員が国内においてした中古車の売買に当たり、当該中古車を携帯又は別送して輸出するのはロシア人船員であるから、消費税法31条1項及び2項所定の場合に当たらず、また、消費税は、同法4条1項により、国内において事業者が行った資産の譲渡等に課されるのが原則であり、その例外として消費税が課されず又は免除される資産の譲渡等は同法上に規定されているところ、本件各取引については、そのいずれにも該当しない上、同法に規定のない控訴人主張の不課税取引を認める余地もないから、消費税を課さないとすることはできない。したがって、控訴人の上記主張も理由がない。
- 【判示(7)】

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 吉戒 修一

裁判官 藤山 雅行

裁判官 野口 忠彦